

前金	部分払
有	一回

令和元年度営消総第34号

津市消防団一志方面団第2分団詰所・車庫整備に伴う旧津市立波瀬幼稚園改修工事

工事場所	津市 一志町波瀬 地内																			
工期	令和2年1月14日まで																			
工事概要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式																			
<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">部長</td> <td style="width: 12.5%;">部次長</td> <td style="width: 12.5%;">営繕課長</td> <td style="width: 12.5%;">調整・建築営繕担当主幹 検算者</td> <td style="width: 12.5%;">建築営繕担当 照査責任者</td> <td style="width: 12.5%;">担当</td> <td style="width: 12.5%;">設計者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">  </td> <td style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> 設備担当 検算者 </td> <td style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> 設備担当 照査責任者 </td> <td style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">担当</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">設計者</td> </tr> </table>							部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者				設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者
部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者														
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者														

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築	1	式		
電気設備	1	式		
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

建築					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内外装改修	撤去	1	式		
内外装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	撤去	1	式		
躯体改修	改修	1	式		
計					
發生材処分		1	式		
計					

建築		建具改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<シャッター>						
SS-1	W3,000×H2,600 SUS製三方枠共	2	か所			
運搬・取付け		1	式			
<アルミ製建具>						
AW-8	アルミ補工事 W906×H400 t=3.0 運搬・取付け共	1	か所			
AW-9	アルミ補工事 W853×H400 t=3.0 運搬・取付け共	1	か所			
<トイレ>						
TB-1	W3410×H1900×D40	1	か所			
小便器 仕切り板	600×1400	1	か所			
運搬・取付け		1	式			
<その他>						
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	22.4	m			
ガラスフィルム貼り	目隠し効果 白マットタイプ	2.2	m ²			
計						

建築		内外装改修		撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
カッター入れ	モルタル面 25.3m程度	1	式			
グレーチング撤去 (t=15)	3.4m程度 枠共、集積共	1	式			
園名板撤去	200×200 3文字 集積共	1	式			
園名板撤去	300×300 5文字 集積共	1	式			
ビニル床シート撤去	83.0㎡程度 集積共	1	式			
防火サイディング撤去	9.2㎡程度 t=12 集積共	1	式			
壁タイル撤去	9.8㎡程度 集積共 下地モルタル共	1	式			
壁合板・ボード撤去	63.9㎡程度 集積共	1	式			
壁下地撤去	9.5㎡程度 集積共	1	式			
壁クロス撤去	7.9㎡程度 集積共	1	式			
塩ビジョイナー撤去	5.3m程度 集積共	1	式			
カーテンボックス撤去	7.7m程度 集積共	1	式			
木製幅木撤去	13.6m程度 集積共	1	式			
ビニル幅木撤去	5.2m程度 集積共	1	式			
CB撤去	1.7㎡程度 集積共	1	式			
面台撤去	6.0m程度 集積共	1	式			
室名札 撤去	2か所 集積共	1	式			
職員室 カウンター部撤去	集積共	1	式			
保育室①人研ぎ手洗い撤去	1か所 集積共	1	式			
固定家具撤去	52.5㎡程度 集積共	1	式			

建築		内外装改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(外部)						
<外装>						
窯業系防火サイディング	t=16 塗装品 縦張り 通気金具、透湿防水シート、シーリング共	4.5	m ²			
<金属>						
水切	ガルバリウム鋼板 (カラー)	1.7	m			
スリーブキャップ	SUS製 φ100	2	か所			
郵便受ステンレス板取付け	SUS304 t=1.0 390×95	1	枚			
<エント及びその他>						
パイププロテクター	φ164.7 t=25 (軟質ポリエチレン製) L:400	2	か所			
車止めカートボール	スチール製 φ114.3 H:806 ボール、ナット共	3	本			
文字カッティングシート貼	300mm角10文字 200mm角8文字	1	式			
(内部)						
<木>						
壁合板張り	シ合板 厚6.0	7.7	m ²			
壁合板下地張り	耐水合板 t=12	3.6	m ²			
<金属>						
ステンレス框	30×30×3 12.4m	1	式			
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張りなし @300	6.6	m ²			
軽量鉄骨壁下地	100形 下地張りあり @450	3.3	m ²			
ステンレス巾木	H=100 t=1.0 L2810 接着貼り	1	か所			

建築		内外装改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
郵便受ステンレス板取付け	SUS304 t=1.0 430×220	1	枚			
ステンレスフック	SUS製フック 9箇所 フック下地、下地補強共	1	式			
<左官>						
床コンクリート直均し仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	52.4	m ²			
床モルタル塗り	金ごて モルタル仕上げ 厚30	19.6	m ²			
壁モルタル塗り	金ごて 内壁	6.5	m ²			
<内装>						
ビニル床シート	マ-ブル 厚さ2.5 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	1.6	m ²			
エラストイト	W25	14.1	m			
ビニル幅木	高さ75	41.7	m			
壁 強化せっこう ボード張り	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 継目処理 — —	26.5	m ²			
壁 せっこうボード 張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 継目処理 — —	14.5	m ²			
フレキシブルボード	t=4.0	0.6	m ²			
壁 マラミン不燃化粧 板張り	t3 ボード面 シール共	3.6	m ²			
コーナーカ-ト	塩ビ製 L:2000	2	本			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10	3.5	m			
<ユニット及びその他>						
排煙窓オペレーター 脱着		2	か所			
車庫内 棚	タテ t=30 L型金物4個、下地補強共	1	式			
造作棚	3000×600×900 ラワン合板	1	個			

建築		躯体改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(外部)						
<コンクリート>						
土間コンクリート	Fc=21+S SL-18	0.6	m ³			
<鉄骨>						
□-100×100×6		0.4	t			
C-100×50×20×2.3		0.1	t			
L-100×100×7		0.1	t			
工場製作費	現場組立費、溶接費、錆止め、運搬費、高力ボルト、接着系アンカー、締め付け費、スクラップ 控除、他一式共	1	式			
(内部)						
<土・地業>						
すきとり	積み込み共 外部含む	7.5	m ³			
残土処分	場外自由処分 運搬費共 外部含む	7.5	m ³			
砂利地業	再生切込砕石 外部含む	7.5	m ³			
床下防湿層敷き	ポリエチレンフィルム 厚0.15	72	m ²			
<鉄筋>						
異形鉄筋	JIS G3112 SD295A D10 1.0 t 鉄筋加工組立、運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
差筋アンカー	D10 下、横向打 L450	1	式			
<コンクリート>						
土間コンクリート	Fc=21+S SL-18	8.8	m ³			
コンクリート打設手間	圧送費共 外部含む	1	式			

電気設備		電灯設備		電灯設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
耐衝撃性 硬質ビニル管 (HIVE)	露出配管 22mm	82	m			
耐衝撃性 硬質ビニル管 (HIVE)	露出配管 42mm	27	m			
金属製 可とう電線管	ビニル被覆・防水	1	式			
フルボックス	100 x 100 x 100 SUS WP	1	個			
フルボックス	300 x 300 x 300 SUS WP	3	個			
ボックス類		1	式			
600Vビニル絶縁電線 (IV)	1.6mm	45	m			
600Vビニル絶縁電線 (IV)	2.0mm	127	m			
600Vビニル絶縁電線 (IV)	5.5mm ²	2	m			
600Vビニル絶縁電線 (IV)	22mm ²	86	m			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 2C ビット・天井	1	m			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 3C ビット・天井	4	m			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 2C 管内	3	m			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 3C 管内	28	m			
600V CVケーブル	22mm ² - 3C ビット・天井	5	m			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A × 2 ネーム無 PL × 1 -	1	個			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	3W 15A × 1 ネーム無 - -	1	個			
防水スイッチ	1P 15A × 1 - - -	1	個			
防水スイッチ	3W 15A × 1 - - -	3	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×2 (一体形) 125V	3	個			

機械設備					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空調設備	空調設備	1	式		
計					
換気設備	換気設備	1	式		
計					
衛生器具設備	衛生器具設備	1	式		
計					
給水設備	給水設備	1	式		
計					
排水設備	排水設備	1	式		
計					
給湯設備	給湯設備	1	式		
計					
ガス設備	液化石油ガス設備	1	式		
計					

機械設備		空調設備		空調設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ACP-1 パッケージエアコン	天吊形 定格冷房能力 7.1kw 定格暖房能力 8.0kw 付属品共	2	台			
断熱材被覆銅管 (冷媒用)	9.52外径(3/8B) 液管 厚8mm	10	m			
断熱材被覆銅管 (冷媒用)	15.88外径(5/8B) ガス管 厚20mm以上	10	m			
結露防止層付硬質 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 25A	3	m			
カー硬質ポリ塩化ビ ニル管 (VP)	屋外露出 25A	6	m			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケープル平形 (VVF)	2.0mm- 3C ビット・天井	10	m			
CVV-Sケープル	1.25mm2- 2C ビット・天井	14	m			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	3	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	A型(25.4mm) コーナボックス、スイッチボックス	1	式			
基礎工事	既製RC基礎	1	式			
保温工事	SUSフッキング含む	1	式			
既設撤去費	機器、配管等撤去、穴埋め補修含む	1	式			
冷媒回収回収費	破壊処理含む	1	式			
計						

機械設備		排水設備			排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 40A	2	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	3	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 65A	3	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 75A	1	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 100A	2	m				
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	3	m				
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 65A	1	m				
床排水トラップ (非防水形)	T 5A 50A	1	個				
床上掃除口 (非防水形)	COA 65A	1	個				
床上掃除口 (非防水形)	COA 100A	1	個				
掘方埋戻し		1	式				
既設配管切断接続費	キャップ 止め含む	1	式				
既設撤去費	器具、配管等	1	式				
計							

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真	主任・監理技術者
2cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項】

再生砕石を納入の都度、監督員に納品伝票（写し）を提出すること。

再生砕石の使用にあたっては、監督員に確認を受けた再生砕石以外の再生砕石等が混入しない対策や、施工前に異常（異物の混入、軽いなど）を発見した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

【鋼材等の調達に関する事項】

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材等（高力ボルト等の二次製品を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。